

## 33. 宇陀市スポーツ合宿等宿泊費補助金

### 1. 趣旨・目的

宇陀市内において開催される、スポーツ競技に係る試合、練習又は研修等を、宿泊を伴って実施するものを誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。

### 2. 事業内容

#### 内容

宇陀市内において開催される、スポーツ競技に係る試合、練習又は研修等を、宿泊を伴って実施するものを誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に、補助金を交付する。

#### 対象団体

スポーツに関する活動を行う団体（他要件有）

#### 対象事業

補助金の交付の対象となるスポーツ合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. スポーツ団体が、スポーツ技術の向上を目的に、市内の社会体育施設（宇陀市社会体育施設条例に規定する社会体育施設をいう。）又はその他市長が認める施設を使用して行う合宿であること。
2. 旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業を営む市内の施設（その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するものを除く。）であって、この告示の施行の日において、同法第3条に規定する営業の許可を受けており、現に市内において営業をしている施設に宿泊するものであること。
3. 1回の合宿における宿泊者数が延べ10人以上であること。
4. 政治的、宗教的活動又は営利目的ではないこと。

#### 公募時期

R7年4月～

#### 補助額

補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

#### 問合せ先

農林商工部 観光課  
電話：0745-82-2457 (IP:0745-88-9081)